

# 住宅の品質確保の促進等に関する法律の一部を改正する法律案

「公益法人に対する行政の関与の在り方の改革実施計画」(平成14年3月29日閣議決定)に基づく公益法人改革の一環として、住宅性能評価等について、国が指定した法人等が実施する制度を、法律に明示された基準に適合するものとして国により登録された法人等が実施する制度に改める等所要の措置を講ずる。

## 1. 住宅性能評価機関等について指定制から登録制へ移行

### 住宅性能評価機関

住宅の性能評価を  
実施

### 住宅型式性能認定等機関

住宅の型式について  
性能認定等を実施  
(住宅性能評価の一部省略)

### 試験機関

特別な評価方法の認定  
のための試験等を実施

## 2. 登録基準を法律で明示

評価員等の数が一定数以上であること

（評価員は、建築士等で、性能評価に関する講習を修了した者から住宅性能評価機関が選任）

住宅関連事業者(設計業者、販売業者、請負業者)に支配されているものでないこと

評価等の業務を行う部門に専任の管理者を置くこと

債務超過の状態にないこと

## 3. 評価制度の信頼性・公正性を確保するための措置

(情報の開示)

登録機関による財務諸表、営業報告書等の閲覧等の情報開示、評価員等の氏名の公示

(罰則等の整備)

登録機関の役職員・評価員等に対する秘密保持義務、贈収賄に対する罰則規定の整備

# 住宅性能表示制度について

## 評価項目のイメージ



## 住宅性能評価の実績

### (1) 新築住宅

	H15 年度 (対 H14 年度比)	制度開始後累計 (H12.10 ~ H16.3)
設計住宅性能評価	137,214 戸 (1.47 倍) *	303,777 戸
建設住宅性能評価	83,649 戸 (1.75 倍)	146,682 戸

\* H15 年度新設住宅着工戸数の 11.7%

### (2) 既存住宅

H15 年度交付実績 : 221 戸    制度開始後累計 (H14.12 ~ H16.3) : 224 戸